

公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>I 検査の基本事項</p> <p>1. 検査の目的 (略)</p> <p>2. 検査対象先 (略)</p> <p>3. <u>検査事項、検査方法及び基本原則</u> (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 基本原則</u></p> <p>— <u>視点を踏まえた実施</u> 審査会が実施する検査は、常に国民の視点という公益的立場に立ち、公益又は投資者保護のため、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくものである。 検査官は、当該視点を踏まえて検査を実施し、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握するように努め、監査事務所の監査の品質管理態勢を検証しなければならない。</p> <p>— <u>目的の認識</u> 審査会が実施する検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするものではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくものである。<u>監査事務所は品質管理のシステムを適切に整備・運用しなければならない</u>、審査会は、これを検証する立場にある。こうした観点から、検査では、審査会と監査事務所における「<u>双方向の議論</u>」を重視する。 また、検査の実施に当たっては、<u>監査事務所における業務の適正な運営の確保を図っていくこととしている</u>。このため、検査では、<u>監査事務所が抱える様々なリスクを的確に把握する必要がある</u>。 検査官は、<u>審査会の検査の目的を常に念頭に置き、問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない</u>。</p> <p>— <u>効率的な遂行</u> <u>審査会の限られた資源を有効に活用する</u></p> | <p>I 検査の基本事項</p> <p>1. 検査の目的 (略)</p> <p>2. 検査対象先 (略)</p> <p>3. <u>検査事項及び検査方法</u> (1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p><u>観点から、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案し、監査事務所自身の監視・監査機能の活用を行うなどして、効率的に検査を遂行するように努めなければならない。</u></p> <p><u>また、検査は、監査事務所の監査業務の運営の実態に応じて、検査範囲等に、メリハリをつけつつ、効果的に実施されなければならない。</u></p> <p><u>さらに、検査の実施に当たっては、検査で把握した問題点が監査事務所の監査の品質管理態勢にどのような形でどの程度の影響を与えるおそれがあるかという重要性の観点を配慮しつつ、メリハリを持った的確な指摘に努める必要がある。</u></p> <p>— <u>信用保持</u></p> <p><u>検査においては、常に品位と信用を保持するよう努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>4. 自己研鑽</u></p> <p><u>検査官は、関係する法令諸基準等を正しく理解し、会計監査を巡る動向や新たな法令諸基準等の習得に努めなければならない。</u></p> | <p>(新設)</p> <p><u>4. 検査に当たっての検査官の留意事項</u></p> <p><u>(1) 目的の認識</u></p> <p><u>検査官は、審査会の検査の目的を常に念頭に置き、問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。</u></p> <p><u>(2) 効率的な遂行</u></p> <p><u>検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案し、効率的に検査を遂行するように努めなければならない。</u></p> <p><u>(3) 信用保持</u></p> <p><u>検査官は、常に品位と信用を保持するよう努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p><u>(4) 実態の把握</u></p> <p><u>検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握するように努めなければならない。</u></p> <p><u>(5) 自己研鑽</u></p> <p><u>検査官は、関係する法令諸基準等を正しく理解し、会計監査を巡る動向や新たな法令諸基準等の習得に努めなければならない。</u></p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>5. 関係部局との連携 金融庁等関係部局との間においては、<u>監査事務所の適時・適切な監査の品質管理の改善につながるように</u>、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。</p> <p>II～V (略)</p> | <p>5. 関係部局との連携 金融庁等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。</p> <p>II～V (同左)</p> |